

I 総説

I 総 説

1 沿 革

年 次	主 要 事 項
昭和 6 年 1 0 月	東京市下谷健康相談所を下谷区三ノ輪 2 1 に開設した。
1 2 年 4 月	保健所法が公布された。
1 2 年～1 3 年	東京市浅草健康相談所を浅草区山谷三丁目に開設した。
1 8 年 7 月	東京府、東京市を廃止、東京都制が施行された。
1 9 年 1 0 月	下谷、浅草健康相談所が東京都下谷、浅草保健所と改称した。
2 2 年 3 月	下谷、浅草両区を統合して、台東区が発足した。
2 2 年 9 月	保健所法が全面改正され、保健所は、結核、性病その他の伝染病の蔓延生活環境の極度の悪化に対応のため、公衆衛生機関として拡充強化された。
2 3 年 1 0 月	保健所法の改正に伴い、下谷保健所が区の衛生課、浅草保健所が浅草支所の衛生課と併合し、保健所 4 課 1 7 係として発足した。
2 5 年 8 月	浅草保健所庁舎が花川戸 1 - 1 4 - 1 6 に完成し、分散業務を統合した。
2 6 年 6 月	下谷保健所庁舎が下谷 1 - 2 - 1 1 に完成し、分散業務を統合した。
4 0 年 4 月	地方自治法の一部改正により、結核健康診断、定期予防接種、そ族昆虫駆除、母子手帳の交付及び庁舎維持管理などの事務事業を区に移管した。
4 5 年 7 月	下谷保健所新庁舎が完成、歯科衛生相談室を新設して業務を開始した。
5 0 年 4 月	特別区の自治権拡充の一環として保健所業務が区に全面移管され、下谷・浅草保健所が台東区の保健所となる。
	医務係が廃止され、医務の一部を保健所庶務係に移管した。
5 0 年 1 2 月	公害健康被害第一種地域に指定、衛生部に公害補償係を設置した。
5 1 年 5 月	浅草保健所新庁舎が完成し、歯科衛生相談室を新設し業務を開始した。
5 8 年 2 月	老人保健法が施行された。
5 8 年 4 月	昭和 5 0 年保健所区移管の際、東京都に留保されていた特定建築物の届出の受理、立入検査業務のうち、3, 0 0 0 m ² 以上 5, 0 0 0 m ² 以下の対象施設が区に移管された。
6 0 年 2 月	環境衛生、食品衛生、予防衛生などの試験検査を総合的に行うため、下谷保健所庶務課に検査センター（北上野 1 - 8 - 8）を新設した。
6 0 年 4 月	保健所の衛生教育や衛生思想の普及、活動等の弾力的な対応を図るため、庶務課普及係を廃止し、課務担当主査を新設した。

年 次	主 要 事 項
63年 3月	公害健康被害第一種地域の指定が解除された。
平成 5年 4月	庶務課を廃止し、衛生課に庶務係を新設、検査センターは下谷保健所予防課に移管した。
5年 10月	台東区健康都市宣言を行った。
9年 4月	地域保健法が全面施行された。 下谷保健所と浅草保健所を統合して台東保健所を設置し、保健総務課、生活衛生課及び保健サービス課を新設した。 旧浅草保健所には、浅草保健相談センターを設置した。合わせて、環境保健部の統合・整備により、課務担当主査（環境・食品衛生担当）、害虫駆除、母子保健及び基本健康診査等事業を保健所に移管した。 保健サービス課に母子保健及び基本健康診査等を所管する保健推進係及び課務担当主査（生きいき健康づくり担当）を新設した。 予防課検査センターを保健総務課に移管した。
9年 6月	台東区健康センターが東上野4-22-8に完成、旧下谷・浅草保健所から移転し、台東保健所業務を開始した。
9年 7月	がんセット・健やか健診事業を開始した。
10年 4月	環境保健部が廃止され、健康推進課の一部、福祉部及び高齢者福祉部を統合して保健福祉部が新設された。組織改正に伴い健康推進課の公害保健係及び健康推進課の健康づくり事業が保健総務課に移管された。 保健サービス課の健康づくり担当を保健総務課に移管した。 腸管出血性大腸菌O-157検査を制度化した。 快適室内の環境づくり事業を開始した。
11年 4月	保健総務課の医薬監視担当を生活衛生課に移管した。
12年 4月	地方分権一括法の施行及び都区制度改革に伴い、毒物劇物の取り締まりに関する法律及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務が都から移管された。
14年 4月	健康相談、健診業務を統一的に実施するため、浅草保健相談センターを保健サービス課に統合した。 保健福祉課の健康増進センターが保健総務課へ移管された。 保健サービス課の健康推進係を成人保健係及び母子保健係に分離するとともに保健師を配属し、体制を強化した。
15年 3月	都や警察、消防等と協力し広範な健康危機管理訓練である「ハザードシミュレーション2003台東」を実施した。
15年 9月	鳥インフルエンザや、SARS等の新型感染症への危機感が高まったため、緊急対応訓練を実施した。
17年 4月	狂犬病予防、動物愛護事務の所管を生活衛生課に変更した。
17年 7月	自動体外式除細動器（AED）の操作が一般の人にも認められたこ

年 次	主 要 事 項
18年 7月	とに伴い、区内主要施設にAEDを設置した。
19年 4月	親子のふれあいや子どもたちの情操教育を推進するため、3階オープンスペースに「すこやかとしょしつ」を開設した。
20年 6月	保健所組織改正により保健総務課を廃止した。 保健総務課公害保健係が生活衛生課に移管した。 保健総務課検査センターが生活衛生課に移管した。 上野健康増進センターが元気づくり課に移管した。 施設管理全般について生活衛生課に移管した。 保健サービス課（5階）が2階に統合した。 地域医療課が本庁舎から健康センター（5階）に移転した。
20年 11月	新型インフルエンザ流行の区独自の対策の必要性から保健所職員に陰圧テント設置訓練、防護服着用訓練、図上訓練を実施した。
21年 4月	「台東区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。 保健福祉部が、健康部と福祉部に分割され、元気づくり課と地域医療課を廃止し、健康課と健康医療課を新設した。 メキシコ及び米国において、新型インフルエンザが発生した。これを受け、「健康危機管理対策本部」の設置と「発熱相談センター」を開設し、その後、「発熱外来」を開設した。
21年 5月	国内の患者発生を受け、「新型インフルエンザ対策本部」を設置した。
7月	「発熱相談センター」を「新型インフルエンザ相談センター」に移行した。
22年 3月	「新型インフルエンザ相談センター」を終了した。
23年 2月	「台東区事業継続計画（BCP）新型インフルエンザ編」を策定した。
3月	11日東日本大震災が発生した。 31日付で、新型インフルエンザA/H1N1は季節性インフルエンザの取扱いに変更され、流行は終息した。
4月	東京都の保健師派遣要請を受け、宮城県気仙沼市に支援チームを派遣した。同7月にも第二次派遣を行った。
24年 4月	健康部組織改正により健康医療課を廃止し、感染症、精神保健、予防接種等を所管する保健予防課を新設し、生活衛生課から公害保健担当を編入した。 また、保健サービス課に健康課所管の健康づくり事業を移管すると共に健康増進センターを健康医療課から保健サービス課に編入した。
25年 6月	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「台東区新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定した。

年 次	主 要 事 項
26年 9月	「台東区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。 区内を推定感染地とするデング熱が発生した。 (国内においても、約70年ぶりに国内感染患者が確認された。)
27年 6月	「台東区デング熱対策マニュアル」を策定した。
28年 3月	「台東区新型インフルエンザ等対策マニュアル」を策定した。
29年 3月	「台東区事業継続計画(新型インフルエンザ編)」を修正し、名称を「台東区業務継続計画(BCP)新型インフルエンザ等編」と改めた。
30年 4月	住宅宿泊事業法公布(平成29年6月)に伴い、生活衛生課に住宅宿泊事業担当を新設した。
30年 7月	平成30年7月豪雨災害が発生した。 東京都の保健師派遣要請を受け、広島県三原市に支援チームを派遣した。
令和元年12月	浅草保健相談センターを移転(花川戸2-11-10)開設し、母子保健における関係機関との連携を強化するため、母子健康包括支援担当を新設した。
2年 1月	新型コロナウイルスに感染した国内で初の感染者が確認された。 その後、東京都内でも感染者が確認された。
2月	「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するとともに「帰国者・接触者相談センター」を開設した。
4月	「新型コロナウイルス感染症対策室」を新設した。
3年 2月	「新型コロナウイルスワクチン接種担当」を新設した。
5年 1月	「台東区業務継続計画(新型コロナウイルス感染症編)」を策定した。
6年 3月	「台東区感染症予防計画・台東区健康危機対処計画(感染症編)」を策定した。
6年 4月	「新型コロナウイルス感染症対策室」・「新型コロナウイルスワクチン接種担当」の業務を保健予防課に併合した。

2 区内の概況

台東区は、東京23区部の中心よりやや東側に位置し、東は隅田川を境に墨田区に、西は文京区、南は千代田区と神田川を隔てて中央区、北は荒川区に接し、面積は、区部最小で10.11km²（区部の1.6%）である。

区の西部は、東京の北の玄関といわれる上野駅を中心に商店街が広がり、アメ横をはじめとする卸売、小売、飲食業が盛んで、付近には上野公園があるため管内の住民だけでなく、都民や地方から上京する人々にも広く憩いの場として親しまれ、自然と文化施設を提供している。JR、地下鉄、京成電鉄さらには東北・上越新幹線の上野駅もあり交通利便が良いため、本区を訪れる人は多い。

区の東部は、浅草寺を中心として発展した祭事・行事等の多い町で、浅草六区、浅草三業地などの歓楽街がある。江戸通り沿いには、文具、玩具、ひな人形、革製袋物履物の問屋街で、この南側、浅草橋駅付近には帽子、洋傘製造業が集中している。言問通りから浅草通りにかけてのかっぱ橋道具街は、全国的に飲食業の道具専門店街として知られる食器、厨房器具等の問屋街である。

区の東北部、明治通りを境に荒川区と接している地域は、いわゆる山谷の簡易旅館街となっている。

また、区内全域に寺社が多く、上野駅から雷門にかけては神具、仏具等の店が数多く存在している。この様に当区は、歴史と伝統に培われながら、下町特有の精神風土を醸成し、生活と産業の場が融合した独自の地域が形成され、活気ある地域社会として発展してきた。

人口は、令和6年1月現在212,388人である。昭和32年をピークに年々減少の傾向にあった人口は、平成10年あたりから増加に転じている。人口構成は、年少人口が8.3%、生産年齢人口が70.6%、高齢者人口が21.1%と少子高齢化が進行している。（平成24年7月の法改正により、外国人が住民基本台帳法の適用になったため、それ以降の人口は日本人と外国人を合わせたものである。）

人口密度※は、21,008人/km²（東京都区部平均15,367人/km²）と高い。

また、自治組織等が発達しており住民の協力が得やすい土地柄である。

※東京都の統計より

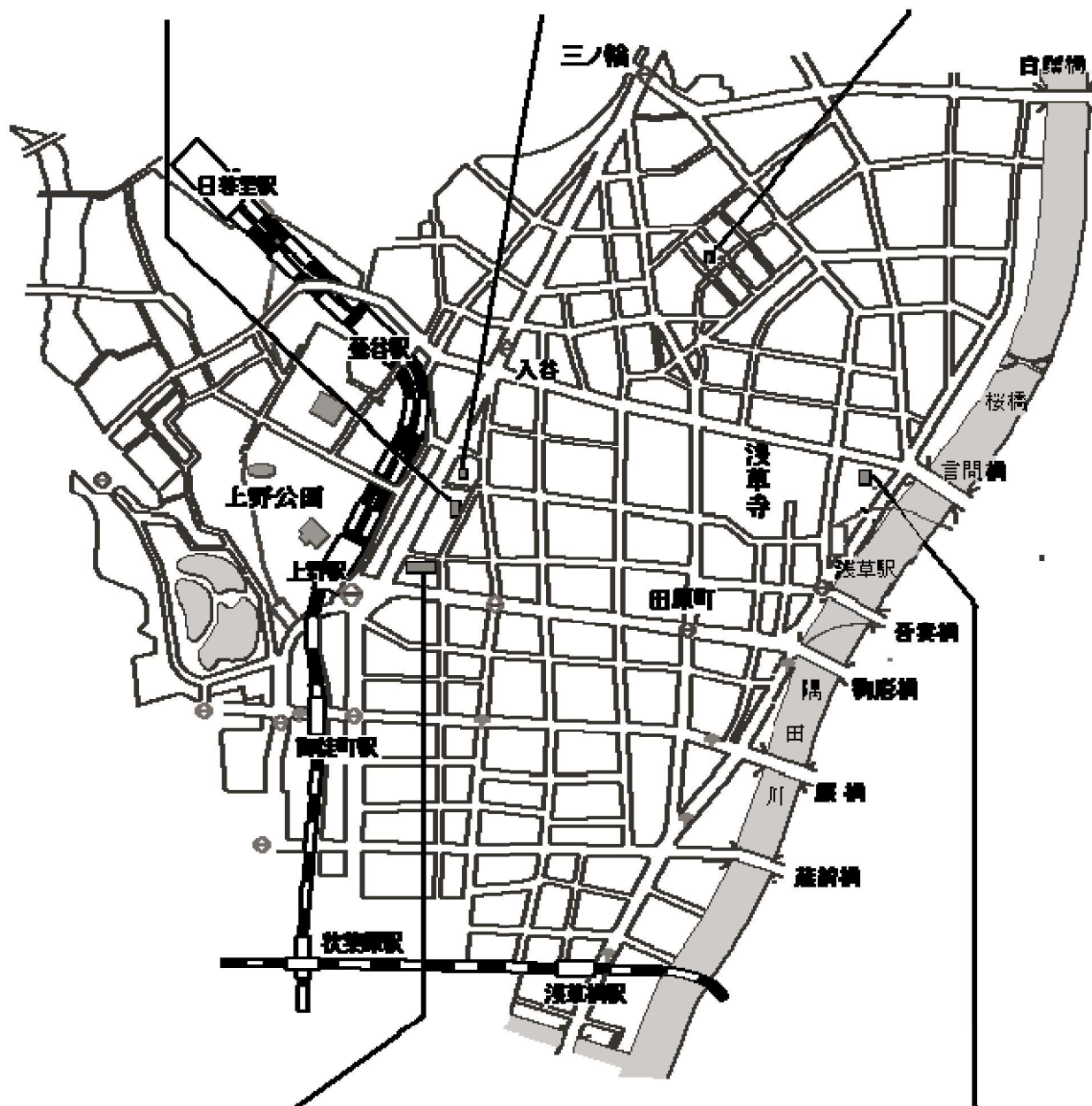
保健所は「地域保健法」の全面施行に伴い、行政区の合併から奇しくも50年目にあたる平成9年4月、下谷・浅草の両保健所を統合し「台東保健所」として地域保健の再構築に取り組むこととなった。このことにより、区全体を管轄する機能的な保健所の誕生と、浅草地区には、区民の健康増進のためのサービスを確保するため、保健相談業務を主体とした浅草保健相談センターを設置し、区民に身近な健康増進サービスを行っている。なお、浅草保健相談センターは、令和元年12月、母子健康包括支援センター機能の充実を図るため、新たな施設を新築、移転し、業務を開始した。

(1) 保健所等の所在地 (令和6年4月1日)

台東保健所
上野健康増進センター
台東区東上野 4-22-8
TEL(3847)9401(代)
FAX(3841)4325

台東保健所検査センター
台東区北上野 1-8-8
TEL(3841)9300
FAX(3847)0578

千束健康増進センター
(千束保健福祉センター1F)
台東区千束 3-28-13
TEL(5603)0085
FAX(5603)0089



台東区役所健康部
台東区東上野 4-5-6
TEL(5246)1178(代)
FAX(5246)1059

浅草保健相談センター
台東区花川戸 2-11-10
TEL(3844)8171(代)
FAX(3844)8178

(2) 世帯数・人口数

令和6年1月1日現在 住民基本台帳

	世帯数	人 口 (単位：人)		
		男	女	計
日本人のみ	118,529	98,687	95,216	193,903
外国人のみ	12,959	9,410	9,075	18,485
混合世帯	1,983	—	—	—
合 計	133,471	108,097	104,291	212,388

※平成24年7月より住民基本台帳法が改正になり集計対象者が変更。

(外国人を含む)

(3) 人口年次別推移

各年とも10月1日現在 (単位：人)

年 次	東京都	台東区	備 考
平成26年	13,378,584	189,605	(日本人 176,410・外国人 13,195)
平成27年	13,398,560	191,260	(日本人 177,622・外国人 13,638)
平成28年	13,519,511	193,234	(日本人 178,872・外国人 14,362)
平成29年	13,742,906	195,649	(日本人 180,912・外国人 14,737)
平成30年	13,726,692	198,846	(日本人 183,635・外国人 15,211)
令和 元年	13,826,145	201,749	(日本人 186,099・外国人 15,650)
令和 2年	14,064,696	203,121	(日本人 188,770・外国人 14,351)
令和 3年	14,011,487	203,966	(日本人 189,861・外国人 14,105)
令和 4年	14,040,732	206,857	(日本人 191,234・外国人 15,623)
令和 5年	14,099,993	211,483	(日本人 193,662・外国人 17,821)

※東京都の人口は、平成26年度までは「東京都の人口（推計）」によるが、平成27年度からは住民基本台帳による。

※台東区の人口は、住民基本台帳による。

※平成24年7月より住民基本台帳法が改正になり集計対象者が変更。

(外国人を含む)

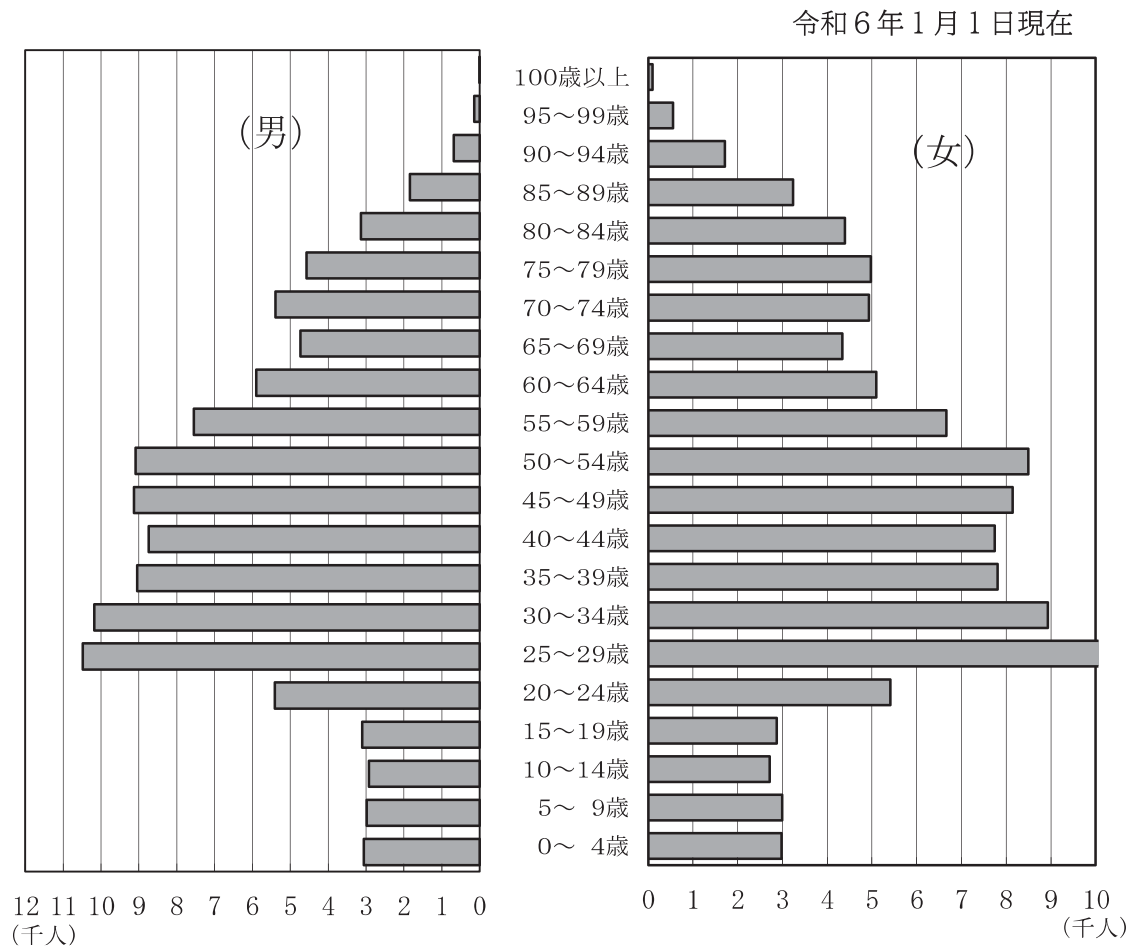
(4) 年齢別・性別人口構成

令和6年1月1日現在 住民基本台帳

年 齢 階 層		総数（構成比）		男（構成比）		女（構成比）	
総 数		212,388	100.0%	108,097	100.0%	104,291	100.0%
年少人口	0～4歳	6,043		3,063		2,980	
	5～9歳	5,979		2,983		2,996	
	10～14歳	5,641		2,926		2,715	
	小 計	17,663	8.3%	8,972	8.3%	8,691	8.3%
生産年齢人口	15～19歳	5,972		3,099		2,873	
	20～24歳	10,823		5,410		5,413	
	25～29歳	20,667		10,479		10,188	
	30～34歳	19,109		10,180		8,929	
	35～39歳	16,857		9,046		7,811	
	40～44歳	16,477		8,736		7,741	
	45～49歳	17,269		9,127		8,142	
	50～54歳	17,585		9,087		8,498	
	55～59歳	14,216		7,549		6,667	
	60～64歳	10,996		5,902		5,094	
	小 計	149,971	70.6%	78,615	72.7%	71,356	68.4%
老年人口	65～69歳	9,072		4,732		4,340	
	70～74歳	10,320		5,389		4,931	
	75～79歳	9,547		4,570		4,977	
	80～84歳	7,531		3,132		4,399	
	85～89歳	5,081		1,847		3,234	
	90～94歳	2,398		685		1,713	
	95～99歳	703		146		557	
	100歳以上	102		9		93	
	小 計	44,754	21.1%	20,510	19.0%	24,244	23.2%

※外国人を含む。

(5) 年齢別・性別人口構成図



(6) 年齢三区分別人口・年齢構造係数・従属人口指数年次別推移

※平成24年7月より住民基本台帳法が改正になり集計対象者が変更。(外国人を含む)

各年とも1月1日現在

年次	年齢三区分別人口				年齢構造係数			従属人口指数		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数	0～14歳	65歳以上
26	185,368	17,088	125,528	42,752	9.2%	67.7%	23.1%	47.7%	13.6%	34.1%
27	187,792	17,272	126,477	44,043	9.2%	67.3%	23.5%	48.5%	13.7%	34.8%
28	189,795	17,541	127,154	45,100	9.2%	67.0%	23.8%	49.3%	13.8%	35.5%
29	191,749	17,653	128,577	45,519	9.2%	67.1%	23.7%	49.1%	13.7%	35.4%
30	193,822	17,877	130,195	45,750	9.2%	67.2%	23.6%	48.9%	13.7%	35.1%
元	199,292	18,279	134,975	46,038	9.2%	67.7%	23.1%	47.7%	13.5%	34.1%
2	202,431	18,424	137,861	46,146	9.1%	68.1%	22.8%	46.8%	13.4%	33.5%
3	203,647	18,454	139,178	46,015	9.1%	68.3%	22.6%	46.3%	13.3%	33.1%
4	203,709	18,126	139,972	45,611	8.9%	68.7%	22.4%	45.5%	12.9%	32.6%
5	207,479	17,740	144,680	45,059	8.6%	69.7%	21.7%	43.4%	12.3%	31.1%
6	212,388	17,663	149,971	44,754	8.3%	70.6%	21.1%	41.6%	11.8%	29.8%

3 保健所等庁舎概要

(1) 台東保健所（健康センター2～6階）

所在地	台東区東上野4丁目22番8号
敷地面積	1,405.74m ²
建物延面積	5,579.05m ² （台東保健所部分）
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建
2階	事務室（保健サービス課）、個別相談室、多目的室
3階	生活衛生検査室、栄養室、大会議室、すこやかとしょしつ
4階	集団指導室、健診受付、診察室、心電図室、歯科室、尿検査室、学習室
5階	事務室（生活衛生課、保健予防課、新型コロナウイルス感染症対策室）
6階	事務室（新型コロナウイルスワクチン接種担当）、デイケア室、研修室

(2) 台東保健所検査センター

所在地	台東区北上野1丁目8番8号
敷地面積	228.23m ²
建物延面積	815.21m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建

(3) 上野健康増進センター（健康センター7～8階）

所在地	台東区東上野4丁目22番8号
敷地面積	1,405.74m ²
建物延面積	1,055.20m ² （上野健康増進センター部分）
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建
7階	事務室（受付）、トレーニング室、アクアエクササイズ室
8階	運動フロア

(4) 千束健康増進センター（千束保健福祉センター1階）

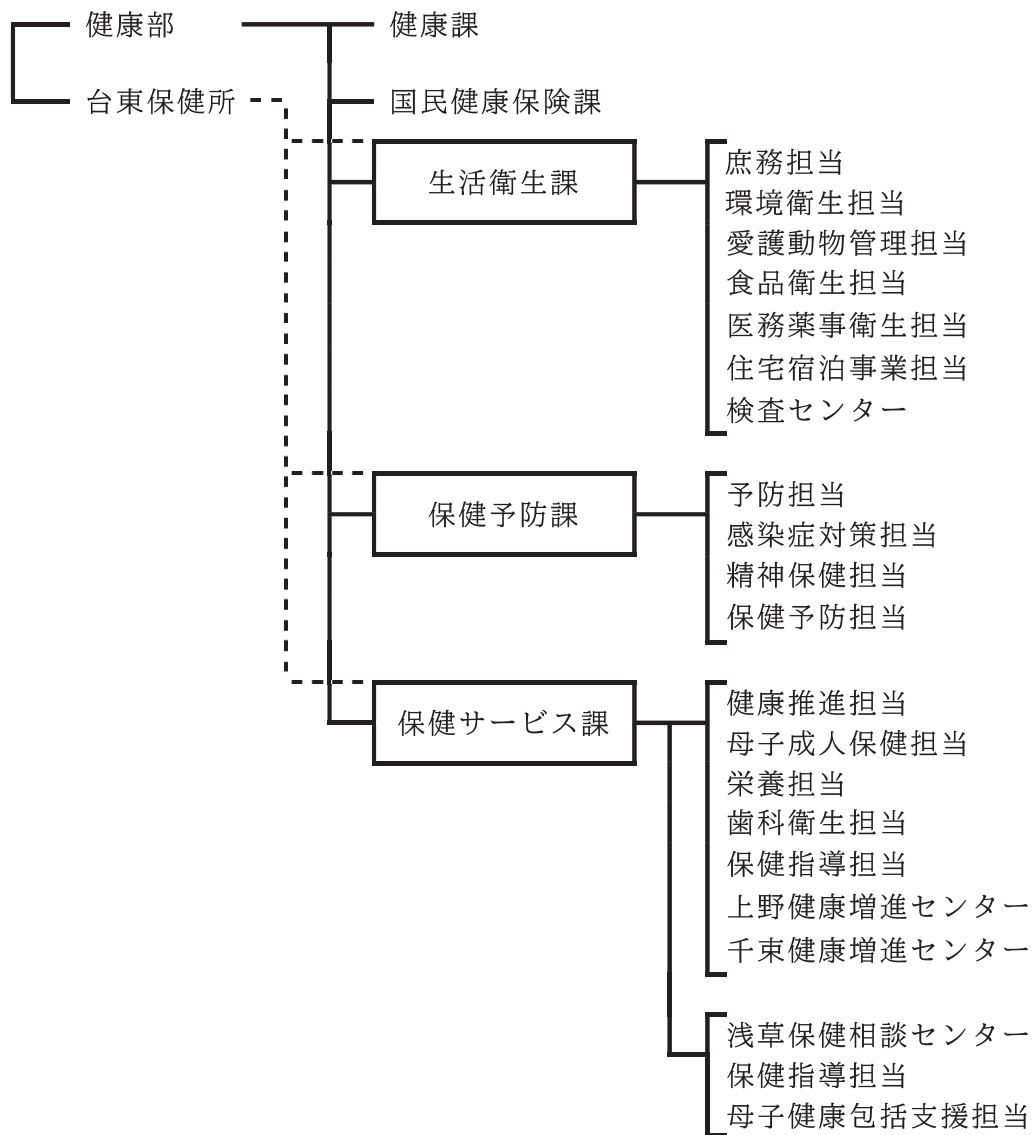
所在地	台東区千束3丁目28番13号
敷地面積	1,427.29m ²
建物延面積	992.53m ² （千束健康増進センター部分）
構造・階数	鉄筋コンクリート造 7階建
1階	事務室（受付）、運動フロア、トレーニングフロア、集会室

(5) 浅草保健相談センター

所在地	台東区花川戸2丁目11番10号
敷地面積	465.21m ²
建物延面積	1,456.09m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建

4 組織と分掌（令和6年4月1日現在）

（1）組 織（保健所を除き係名省略）



(2) 事務分掌

課 名	担 当	分 掌 事 務
生活衛生課 5 階	庶 務	1 課に係る公文書の受発、公印管理、文書交換その他の文書管理に関する事。 2 課の予算、決算の統括及び、課の収納その他の経理に関する事。 3 健康センター（乳児保育園を除く）の庁舎その他の管理に関する事。 4 保健所運営協議会に関する事。 5 条例・要綱等の制定・改正に関する事。 6 健康危機管理における企画及び諸活動に関する事。 7 保健衛生関係基礎統計調査に関する事。 8 O Aシステムその他の地域保健の情報管理に関する事。 9 広報その他の保健衛生の普及啓発に関する事。 10 自動体外式除細動器（A E D）の普及啓発に関する事。 11 献血推進普及啓発に関する事。 12 骨髄移植ドナー支援に関する事。 13 受動喫煙防止対策に関する事。
	環境衛生	1 興行場、旅館業、公衆浴場、温泉、墓地等及びクリーニング、理容、美容に係る営業の許可並びに監視・指導に関する事。 2 プールの経営許可及び衛生指導に関する事。 3 三法運営協議会に関する事。 4 建築物の衛生的環境に関する事。 5 給水設備及び飲料水の衛生指導に関する事。 6 住居衛生に関する事。 7 ねずみ、衛生害虫の防除に関する事。 8 健康学習、相談その他の環境衛生の普及啓発に関する事。
	愛護動物管理	1 犬の登録・狂犬病予防に関する事。 2 愛護動物の適正飼養に関する事。 3 化製場等の許可に関する事。
	食品衛生	1 食品衛生に係る企画、連絡調整等に関する事。 2 食鳥処理場等に関する事。 3 食品衛生の予算・決算・例規に関する事。 4 食品の営業に係る許可及び監視・指導に関する事。 5 食品表示に関する事。 6 ふぐ取扱所に関する事。 7 食中毒調査に関する事。 8 調理師、製菓衛生師に関する事。 9 食品衛生責任者に関する事。 10 自主管理の支援に関する事。 11 健康学習、相談その他の食品衛生の普及啓発に関する事。

課 名	担 当	分 掌 事 務
(生活衛生課)	医務薬事衛生	1 診療所（歯科診療所含む）、助産所等医療施設及び衛生検査所、歯科技工所、施術所等医療関連施設に関すること。 2 医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者の免許に関すること。 3 救急医療機関に関すること。 4 薬局、医薬品、医療機器の販売業、毒物劇物の取扱者に係る許可及び監視・指導等に関すること。 5 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物劇物等の適正な取扱いに関すること。 6 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 7 死体解剖保存に関すること。 8 覚醒剤等乱用防止啓発活動に関すること。 9 患者の声相談窓口に関すること。
	住宅宿泊事業	住宅宿泊事業に関すること。
生活衛生課 検査センター	検査センター	1 理化学的検査、微生物学的検査その他の衛生上の試験・検査に関すること。 2 検査センターの管理運営に関すること。
保健予防課 5 階	予 防	1 課に係る公文書の受発、公印管理、文書交換その他の文書管理に関すること。 2 課の予算、決算の統括及び、課の収納その他の経理に関すること。 3 条例・要綱等の制定・改正に関すること。 4 予防接種および予防接種予診票の交付に関すること。 5 公害健康被害補償の認定及び給付に関すること。 6 公害保健福祉事業及び健康被害予防事業に関すること。 7 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成事務に関すること。 8 特殊疾病の医療費助成に関すること。
	感染症対策	1 結核、H I V（エイズ）その他の感染症対策に関すること。 2 結核の診査に関する協議会、感染症診査協議会に関すること。
	精神保健	1 精神保健福祉相談に関すること。 2 自立支援医療（精神通院）、精神障害者保健福祉手帳に関すること。 3 障害福祉サービスに関すること。 4 精神障害者デイケアに関すること。 5 特殊疾病の相談・指導に関すること。
	保健予防	保健対策、健診等の医療業務に関すること。

課 名	担 当	分 掌 事 務
保健サービス課 2 階	健康推進	1 課に係る公文書の受発、公印管理、文書交換その他の文書管理に関すること。 2 課（浅草保健相談センターを含む）の予算、決算の統括及び、課の収納その他の経理に関すること。 3 条例・要綱等の制定・改正に関すること。 4 生きいき健康づくり事業に関すること。
	母子成人保健	1 成人保健に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 母子関係医療費公費負担に関すること。
	栄 養	1 栄養指導に関すること。 2 特定給食施設指導に関すること。 3 栄養表示に関すること。 4 国民健康・栄養調査に関すること。
	歯科衛生	1 歯科保健に関すること。 2 生きいき健康づくり事業に関すること。
	保健指導	1 保健指導及び地区活動に関すること。 2 生きいき健康づくり事業に関すること。 3 保健師の統括に関すること。
	上野健康増進センター	上野健康増進センターの管理運営に関すること。
	千束健康増進センター	千束健康増進センターの管理運営に関すること。
保健サービス課 浅草保健相談センター	浅草保健相談センター	1 センターの文書管理・経理に関すること。 2 センターの庁舎維持管理に関すること。 3 予防接種予診票の交付に関すること。 4 母子保健に関すること。
	保健指導	1 保健指導及び地区活動に関すること。 2 生きいき健康づくり事業に関すること。
	母子健康包括支援担当	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に関すること。

(3) 職員配置数

令和6年4月1日現在

常勤職員

区 分	総 数	生活衛生課	保健予防課	保健サービス課	浅草保健相談センター (保健サービス課)
事 務	5 1	8	2 4	1 4	5
医 師	3	1	2	-	-
衛生監視	3 9	3 9	-	-	-
検査技師	2	2	-	-	-
栄養士	4	-	-	4	-
保健師	4 5	-	1 2	1 6	1 7
看護師	2	-	2	-	-
歯科衛生士	2	-	-	2	-
計	1 4 8	5 0	4 0	3 6	2 2

(出産休暇・育児休業中の職員を含む)

その他の職員

区 分	総 数	生活衛生課	保健予防課	保健サービス課	浅草保健相談センター (保健サービス課)
事 務	1 7	3	3	5	6
衛生監視	4	4	-	-	-
検査技師	3	3	-	-	-
栄養士	2	-	-	2	-
保健師	1 3	-	1	5	7
助産師	2	-	-	1	1
看護師	1 6	1	2	6	7
歯科衛生士	6	-	-	6	-
精神保健福祉士	1	-	1	-	-
計	6 4	1 1	7	2 5	2 1

5 令和5年度 決算額

歳 入

科 目	予算現額 (円)	決算額 (円)	執行率 (%)	構成比 (%)
款 目				
総 額	2,040,029,000	1,570,761,304	77.0%	100.0%
分担金及び負担金	235,321,000	189,417,715	80.5%	12.1%
衛生費負担金	235,321,000	189,417,715	80.5%	
使用料及び手数料	38,436,000	42,944,160	111.7%	2.7%
衛生使用料	5,999,000	7,331,730	122.2%	
衛生手数料	32,437,000	35,612,430	109.8%	
国庫支出金	1,423,196,000	1,011,519,554	71.1%	64.4%
衛生費負担金	499,720,000	296,338,536	59.3%	
衛生費補助金	923,122,000	715,009,264	77.5%	
衛生費委託金	-	171,754		
都 支 出 金	294,523,000	264,562,192	89.8%	16.8%
衛生費負担金	2,705,000	1,927,058	71.2%	
衛生費補助金	285,353,000	256,023,355	89.7%	
衛生費委託金	6,465,000	6,611,779	102.3%	
諸 収 入	48,553,000	62,317,683	128.3%	4.0%
衛生費受託事業収入	47,277,000	57,645,978	121.9%	
雑 入	1,276,000	4,671,705	366.1%	

歳 出

科 目	予算現額 (円)	決算額 (円)	執行率 (%)	構成比 (%)
款 目				
総 額	5,618,330,000	4,347,165,883	77.4%	100.0%
民 生 費	27,759,000	23,347,383	84.1%	0.5%
社会福祉費	27,759,000	23,347,383	84.1%	
衛 生 費	5,590,571,000	4,323,818,500	77.3%	99.5%
衛生管理費	755,787,000	651,684,594	86.2%	15.1%
衛生総務費	511,193,000	454,327,637	88.9%	
統計調査費	826,000	530,214	64.2%	
公害健康被害補償費	243,768,000	196,826,743	80.7%	
保健所費	269,396,000	216,489,606	80.4%	5.0%
保健所費	269,396,000	216,489,606	80.4%	
公衆衛生費	4,534,144,000	3,431,083,973	75.7%	79.4%
結核予防費	36,503,000	29,330,354	80.4%	
予 防 費	2,124,578,000	1,366,683,034	64.3%	
健康増進費	666,391,000	618,214,615	92.8%	
栄養指導費	1,579,000	986,621	62.5%	
母子保健費	817,811,000	603,926,285	73.8%	
医 薬 費	4,349,000	4,060,453	93.4%	
精神保健費	882,933,000	807,882,611	91.5%	
環境衛生費	31,244,000	24,560,327	78.6%	0.6%
食品衛生費	10,716,000	10,416,791	97.2%	
動物愛護管理費	5,141,000	3,349,451	65.2%	
環境衛生費	15,387,000	10,794,085	70.2%	

※この決算書は、保健所長が所管する事業について作成している。

構成比は、小数点第2位を四捨五入したため、合計は100%になりません。

6 衛生教育

公衆衛生の向上は、区民の理解と協力がなければ望めないものである。区民一人ひとりが衛生に対する関心を高め、知識を深めることによって一層の効果をあげることができる。

保健所ではあらゆる機会をとらえ、家庭や地域社会における一般区民及び学校や職場に属する集団を対象とした衛生教育を行っている。

(1) 衛生教育

区民、町会及び事業所等に対して講習会、講演会等により保健衛生に対する関心を高めると共に、地域の保健衛生活動の促進を図っている。

また、関係業者等に対しても講習会等を実施し、保健衛生に対する意識の啓発を行ない、食品衛生や環境衛生の促進を図っている。

衛生教育活動

令和5年4月～令和6年3月

区 分	方 法	対 象	回 数	延人数
感染症	講習会、講演会	区民・関係者	9	608
精 神	講演会	区民・関係者	6	271
難 病	講演会、講習会	区民・関係者	2	18
母 子	講習会	区民	18 1	222 動画配信
成 人	講習会	区民	18	483
栄 養	講習会、座談会、教室	区民、地域団体	37	441
歯 科	講習会	区民	44	1,111
医務・薬事	講習会	関係業者 区民	1 1	オンライン開催 22
食 品	講習会	区民、関係業者	75	1,985
環 境	講習会、講評会	関係業者	11	332
住宅宿泊事業	講習会	関係業者	1	28
動 物	講習会、講演会、教室	区民	16	128
公 害	講習会、座談、講演会、 教室	区民	0	0
合 計			240	5,649

(2) 実習生の教育指導

医学生、看護学生及び歯科衛生士、管理栄養士を目指す学生等に対して、保健所実習を通して、保健衛生行政の実態の把握と後進の育成を目的に、実習生の指導を行なっている。

令和5年4月～令和6年3月

対 象 者	実人数
医学生	38人
保健師、看護師、助産師学生	19人
その他研修生（JICA/WHO）	55人
管理栄養士学生	15人
歯科衛生士学生	8人
合 計	135人

(3) 広報活動

保健所の事業案内や衛生知識を広報「たいとう」や区のホームページに掲載して周知を図っている。

また、随時、各種パンフレット、リーフレット等を広く配布し、公衆衛生活動の一助としている。

7 衛生統計

衛生統計とは、人口集団の健康状態と、これに影響を及ぼす一切の諸因子との関連において、事実を把握し、公衆衛生施策の企画、運営、評価等に資するための統計であり、公衆衛生の進路を示す統計でもある。

地域住民の環境を向上させ、生活を快適に、そしていつまでも健康でいられるよう、保健衛生の事業を実施していくためには、現状をよく見極めて、さまざまな統計を作成し、衛生行政に役立てていかなければならない。

(1) 人口動態統計

人口の量的、質的变化を常時正確に把握するため、出生、死亡、死産、婚姻、及び離婚の届出をもとにして作成される統計で、人口動態の現象を把握することができる。

ア 出 生

出生順位別、母の年齢階層別の出生数をみると、第1児は30歳から34歳までがもっとも多く、次いで25歳から29歳まで、35歳から39歳までの順となっている。第2児は30歳から34歳まで、35歳から39歳までの順となり、第3児は35歳から39歳まで、30歳から34歳までの順になっている。

出生時の体重は、男児3,000グラムから3,500グラム未満が多く、女児は2,501グラムから3,000グラム未満が多い。

イ 死 亡

生活習慣病といわれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が死亡原因の上位45.8%を占めている。

ウ 乳児死亡

生後1年未満の死亡を乳児死亡、生後4週間未満の死亡を新生児死亡、生後1週間未満の死亡を早期新生児死亡という。

エ 周産期死亡

周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に、生後1週間未満の早期新生児死亡を加えたものをいう。ともに母体の健康状態に影響を与えるので、母子衛生上重要な指標と考えられている。

オ 死 産

妊娠満12週以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において、心臓の動き及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

人工的処置(薬物的処置のみの場合を含む)を加えていないものを自然死産という。また、人工的処置を加えたことにより死産に至った人工死産には法の規定する人工中絶理由による場合(母体保護法によるもの)と、母体の生命を救うための緊急避難の場合等(母体保護法によらないもの)がある。

※死因分類は、平成7年1月からWHOが定めた国際疾病分類(第10回修正)を基準とした。

(2) 地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的として、地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体ごとに把握することにより、地域保健対策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得る。

(3) 国民生活基礎調査

保健・医療・福祉・年金等、国民生活の基礎的事項を調査して、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。3年周期で行う大規模調査と、中間年に実施される小規模調査があり、令和5年は小規模調査年にあたる。

(4) 食中毒統計

食中毒患者の発生状況を的確に把握し、複雑な発生状況を解明するため、系統的な調査を行い、広く衛生行政、特に食品衛生対策の基礎的資料を得る。

(5) 医療施設(動態・静態)調査

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。毎月実施される動態調査と、3年周期で行う静態調査があり、令和5年は動態調査・静態調査を共に実施している。

(6) 患者調査

病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。3年周期で実施するもので、令和5年は調査年。

人口動態総覧年次推移 (令和2, 3, 4年は確定数、令和5年は概数)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出 生	1,540	1,520	1,411	1,433
低体重児	134	159	152	131
死 亡	2,047	2,058	2,213	2,113
乳児死亡	1	1	3	1
周産期死亡	2	7	6	9
妊娠満22週以後の死産	2	6	3	8
早期新生児死亡	0	1	3	1
死 産	38	40	28	37
自然死産	13	17	11	13
人工死産	25	23	17	24
婚 姻	1,719	1,665	2,029	2,069
離 婚	309	329	331	327
自 然 増 加	△507	△538	△802	△680

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児(生後1年未満)死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児(生後4週未満)死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\begin{array}{c} \text{年間の妊娠満22週} \\ \text{以後の死産数} \end{array} + \begin{array}{c} \text{年間早期新生児} \\ \text{(生後1週未満)死亡数} \end{array}}{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数(注1)}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{自然増加数(注2)}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子供の数

(注1) 死産数＝自然死産＋人工死産

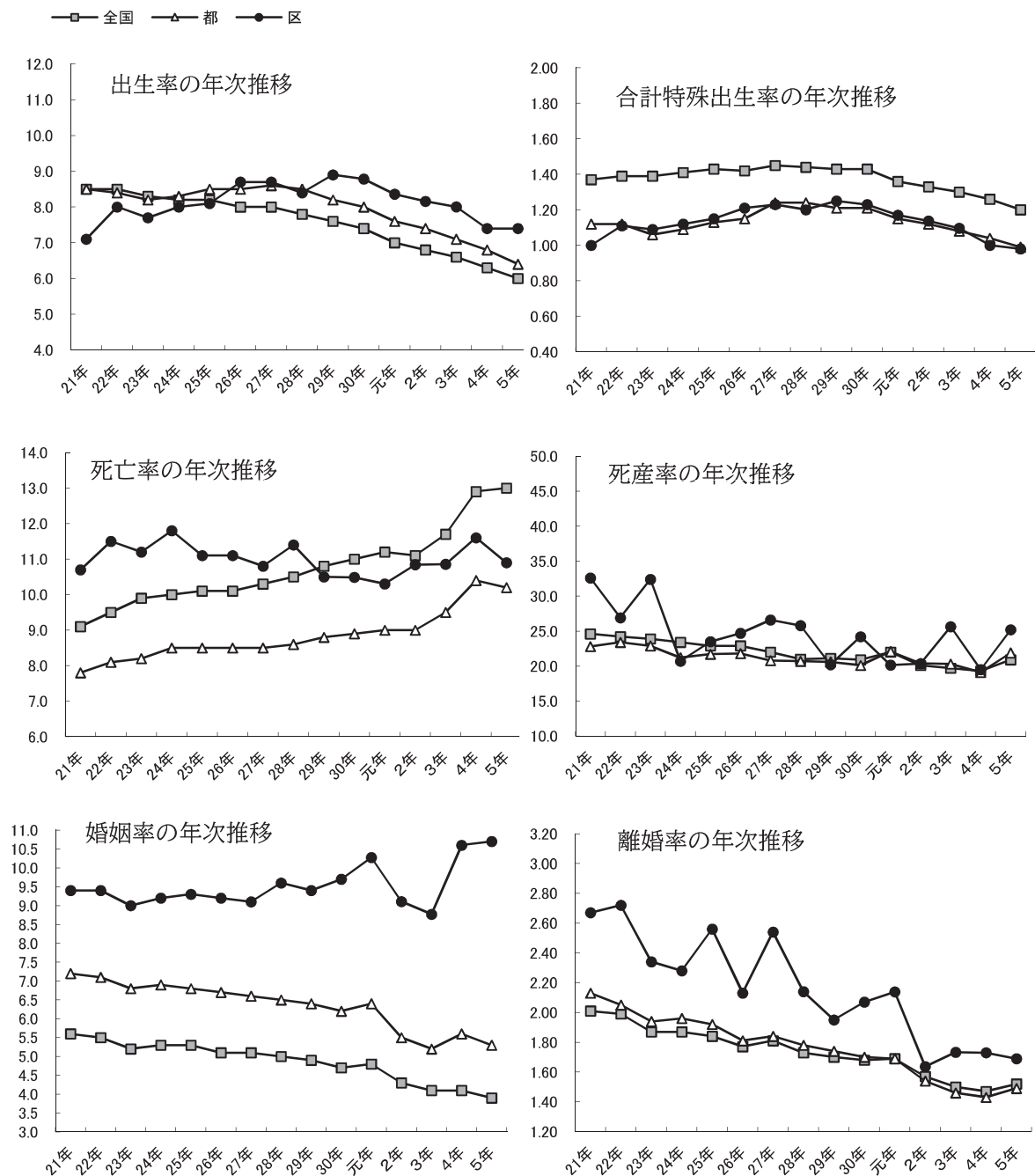
(注2) 自然増加数＝年間出生数－年間死亡数

比率データ

(令和2, 3, 4年は確定数、令和5年は概数)

区 分	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年		
	区	都	国	区	都	国	区	都	国	区	都	国
出生率	8.2	7.6	6.8	8.0	7.1	6.6	7.4	6.8	6.3	7.4	6.4	6.0
死亡率	10.8	9.0	11.1	10.9	9.5	11.7	11.6	10.4	12.9	10.9	10.2	13.0
死産率	20.4	20.4	22.1	25.6	20.3	19.7	19.5	19.1	19.3	25.2	21.9	20.9
婚姻率	9.1	5.5	4.3	8.8	5.2	4.1	10.6	5.6	4.1	10.7	5.3	3.9
離婚率	1.64	1.54	1.57	1.73	1.46	1.50	1.73	1.43	1.47	1.69	1.49	1.52
合計特殊出生率	1.14	1.12	1.33	1.10	1.08	1.30	1.00	1.04	1.26	0.98	0.99	1.20

資料:台東区独自算出



母の年齢階層別出生数

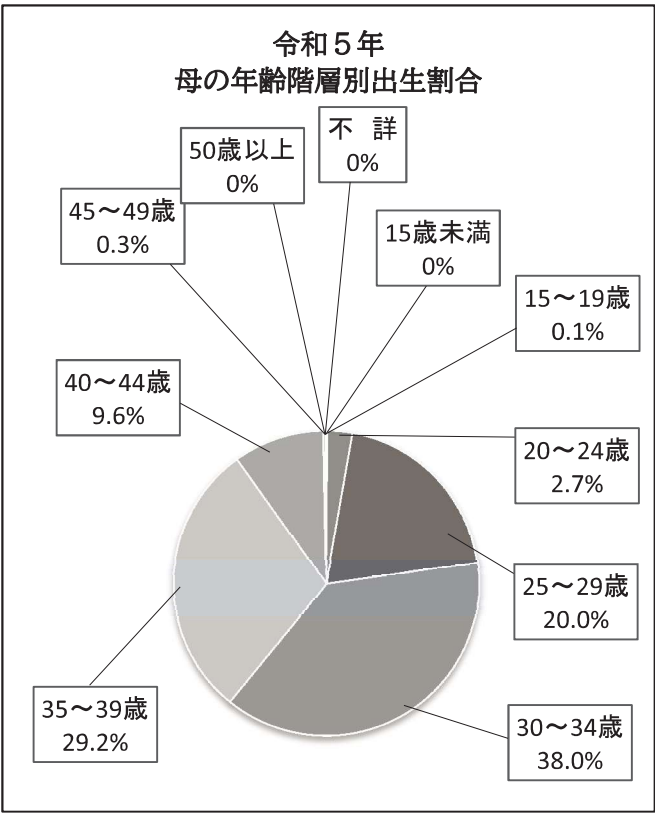
令和5年1月～12月（概数）

	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児	第7児以上	不詳
総数	1,433	954	395	70	11	2	-	1	-
15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	2	2	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	38	32	6	-	-	-	-	-	-
25～29歳	287	253	31	3	-	-	-	-	-
30～34歳	545	368	153	22	2	-	-	-	-
35～39歳	419	229	150	33	6	1	-	-	-
40～44歳	138	70	52	12	2	1	-	1	-
45～49歳	4	-	3	-	1	-	-	-	-
50歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-

体重別出生数

令和5年1月～12月（概数）

区分	男	女	計
総数	694	739	1,433
1,000g未満	-	4	4
1,000～1,499g	2	1	3
1,500～1,999g	11	8	19
2,000～2,499g	40	65	105
2,500g	-	1	1
2,501～2,999g	240	324	564
3,000～3,499g	308	272	580
3,500～3,999g	87	60	147
4,000～4,499g	5	4	9
4,500～4,999g	-	-	-
5,000g以上	1	-	1
体重不詳	-	-	-
2,500g未満	53	78	131
2,500g以上	641	661	1,302



年齢階層別・主要死因分類（選択死因分類）

区 分		総数	男	女	0歳		1歳～4歳		5歳～9歳	
					男	女	男	女	男	女
総 数		2,113	1,177	936	0	1	0	1	0	0
結 核		4	3	1						
悪 性 新 生 物		515	322	193						
再掲	食 道	17	15	2						
	胃	49	37	12						
	結 腸	47	32	15						
	直腸S状結腸移行部及び直腸	21	16	5						
	肝 及び 肝 内 胆 管	20	18	2						
	胆のう 及び その他の胆道	27	14	13						
	膵	49	24	25						
	気管、気管支 及び 肺	106	69	37						
	乳 房	25	0	25						
	子 宮	4	0	4						
	白 血 病	14	11	3						
糖 尿 病		12	9	3						
高 血 圧 性 疾 患		17	7	10						
心 疾 患		319	177	142						
再掲	急 性 心 筋 梗 塞	34	22	12						
	その他 の 虚血性心疾患	123	88	35						
	不整脈 及び 伝導障害	28	10	18						
	心 不 全	101	44	57						
脳 血 管 疾 患		134	69	65						
再掲	く も 膜 下 出 血	16	7	9						
	脳 内 出 血	39	20	19						
	脳 梗 塞	74	37	37						
大 動 脈 瘤 及び 解 離		27	20	7						
肺 炎		83	36	47						
慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患		29	28	1						
喘 息		2	1	1						
誤 嚥 性 肺 炎		78	45	33						
肝 疾 患		31	22	9						
腎 不 全		41	24	17						
老 衰		211	70	141						
不 慮 の 事 故		52	29	23						
再掲	交 通 事 故	2	0	2						
自 殺		37	24	13						
そ の 他 の 全 死 因		521	291	230		1		1		

令和5年1月～12月（概数）

10歳～14歳		15歳～19歳		20歳～24歳		25歳～29歳		30歳～34歳		35歳～39歳		40歳～44歳	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
0	0	0	0	0	3	8	3	2	2	5	8	7	2
												1	
						1			1	1	1		
											1		
										1			
					1					1			1
										1			1
					1								
					1			1					
					1			1					
												2	
											2	1	
													1
						1			1		2		
											1		
					1	4	3	1		2	2	2	
						2				1	1	1	

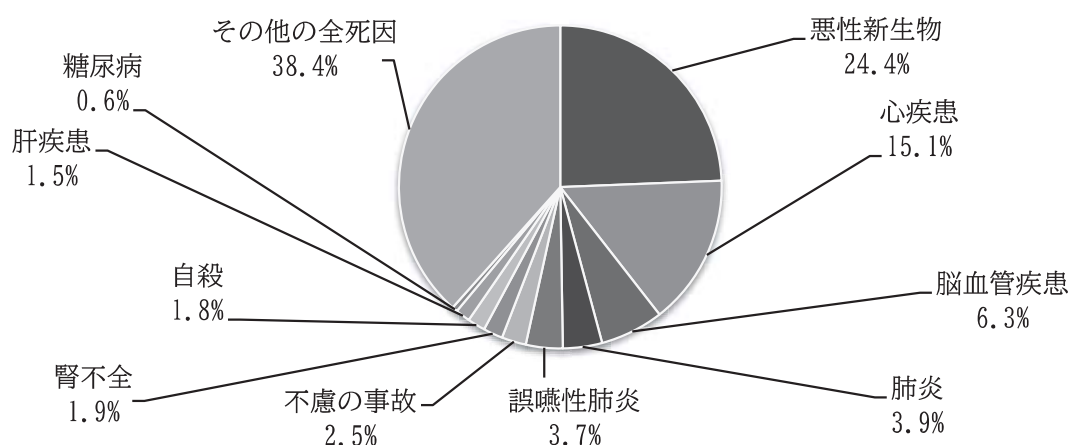
年齢階層別・主要死因分類（選択死因分類）

区 分		45歳～49歳		50歳～54歳		55歳～59歳		60歳～64歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女
総 数		12	6	30	12	35	18	55	16
結 核									
悪 性 新 生 物		1	2	7	6	10	8	14	10
再掲	食 道							1	
	胃			1		1		4	
	結 腸			2	1			1	1
	直腸S状結腸移行部及び直腸						1	3	
	肝 及び 肝 内 胆 管					1			
	胆のう 及び その他の胆道					1	1	1	
	膵			1		2	1	1	2
	気管、気管支 及び 肺			1		2	1	1	
	乳 房		2		1		2		3
	子 宮				1		1		
	白 血 病								
糖 尿 病						1			
高 血 圧 性 疾 患				1					
心 疾 患		2	2	10	1	5	1	9	
再掲	急 性 心 筋 梗 塞		1	1		2		1	
	その他 の 虚血性心疾患	2	1	7		3		6	
	不整脈 及び 伝導障害								
	心 不 全				1				
脳 血 管 疾 患		2		1		1	1	2	1
再掲	くも膜下出血			1		1			1
	脳 内 出 血	2							
	脳 梗 塞						1	2	
大動脈瘤 及び 解離				1	1				
肺 炎							1		
慢性閉塞性肺疾患								1	
喘 息									
誤 嚥 性 肺 炎					1	1			
肝 疾 患		1	1	1		6	2	3	
腎 不 全								1	
老 衰									
不慮の事故				1		1	1	1	
再掲	交 通 事 故								
自 殺		2		2	3			3	1
そ の 他 の 全 死 因		4	1	6	0	10	4	21	4

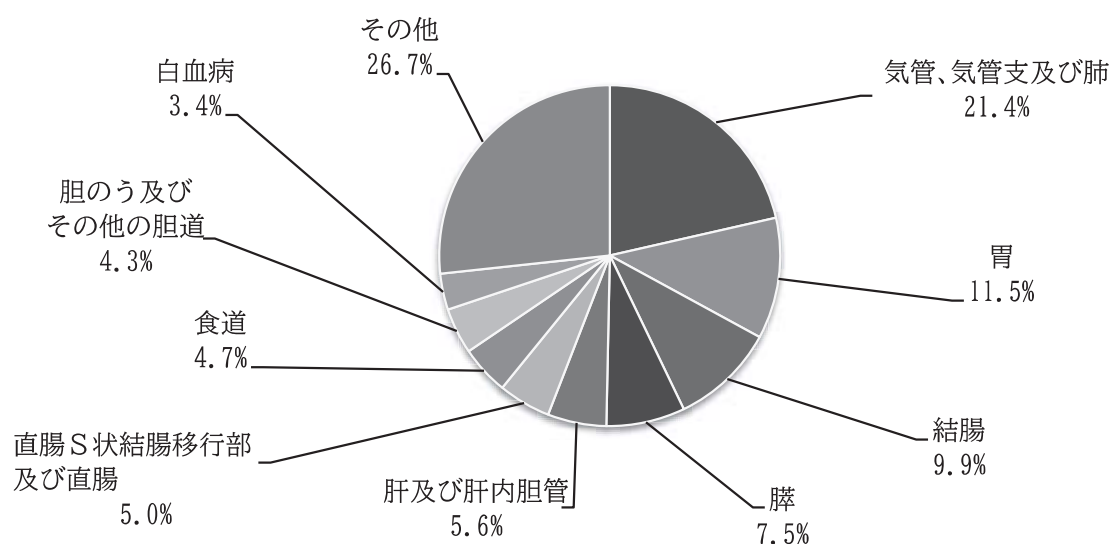
令和5年1月～12月（概数）

65歳～69歳		70歳～74歳		75歳～79歳		80歳～84歳		85歳以上		年齢不詳	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
95	25	148	33	184	78	199	145	397	583	0	0
			1					2			
29	16	52	16	64	22	63	41	80	70		
		5		3		3	1	3	1		
	2	7		8	1	6	2	10	7		
7	2	6	2	6	3	4	2	6	4		
1		4	1	1	1	5	1	2	1		
3		1		4	1	4		5	1		
	1	1	1	2	2	4	3	5	5		
2	1	7	2	4	4	4	9	3	6		
7	4	8	2	12	4	22	11	16	14		
	3		2		1		4		7		
							2				
2		2		5	2			1	1		
		2		2		2		2	3		
1		1		1			3	3	7		
13	1	22	4	21	10	30	16	64	105		
1		3		5	1	5	4	4	6		
8		14	2	10	5	14	4	23	22		
1				2		1	2	6	16		
2		4	1	4	4	7	5	27	45		
9	2	7	2	12	8	11	10	23	40		
2	1	1			2		2	1	2		
6	1	2	2	2	4	4	4	4	8		
0		3		7	2	7	4	18	30		
4		4		3	2	4	2	2	2		
3	1	3		5	2	9	5	16	38		
2		2		4	1	8		11			
								1	1		
2		6	2	4	3	5	3	27	24		
4	2	2		2		1		1	2		
		3		7	1	3	5	10	10		
		1		3	5	10	10	56	126		
3		1	1	6	2	6	4	9	12		
							1				
2		2		2	2			2	1		
23	3	40	7	48	20	47	46	88	142		

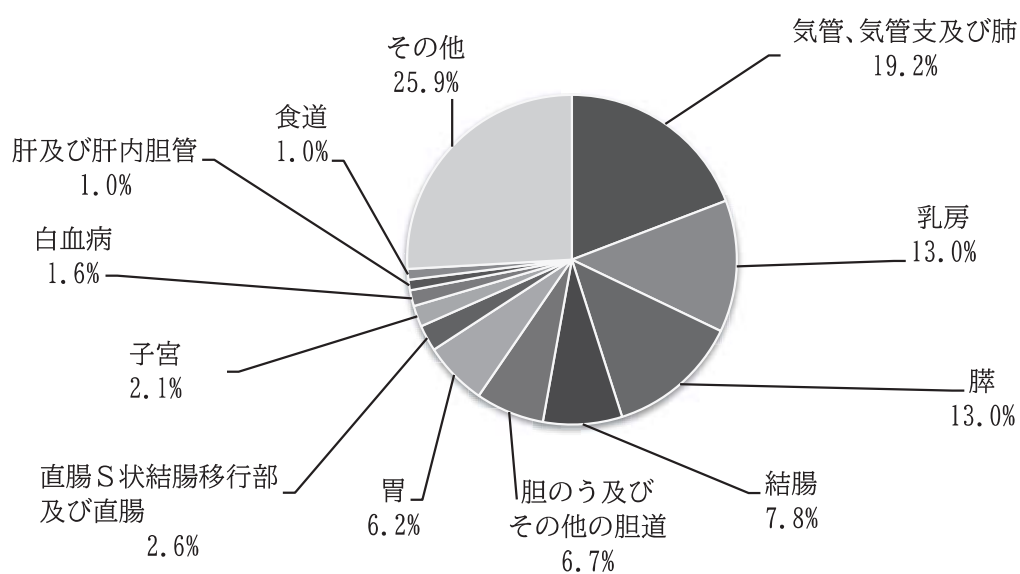
令和5年 主要死因の割合

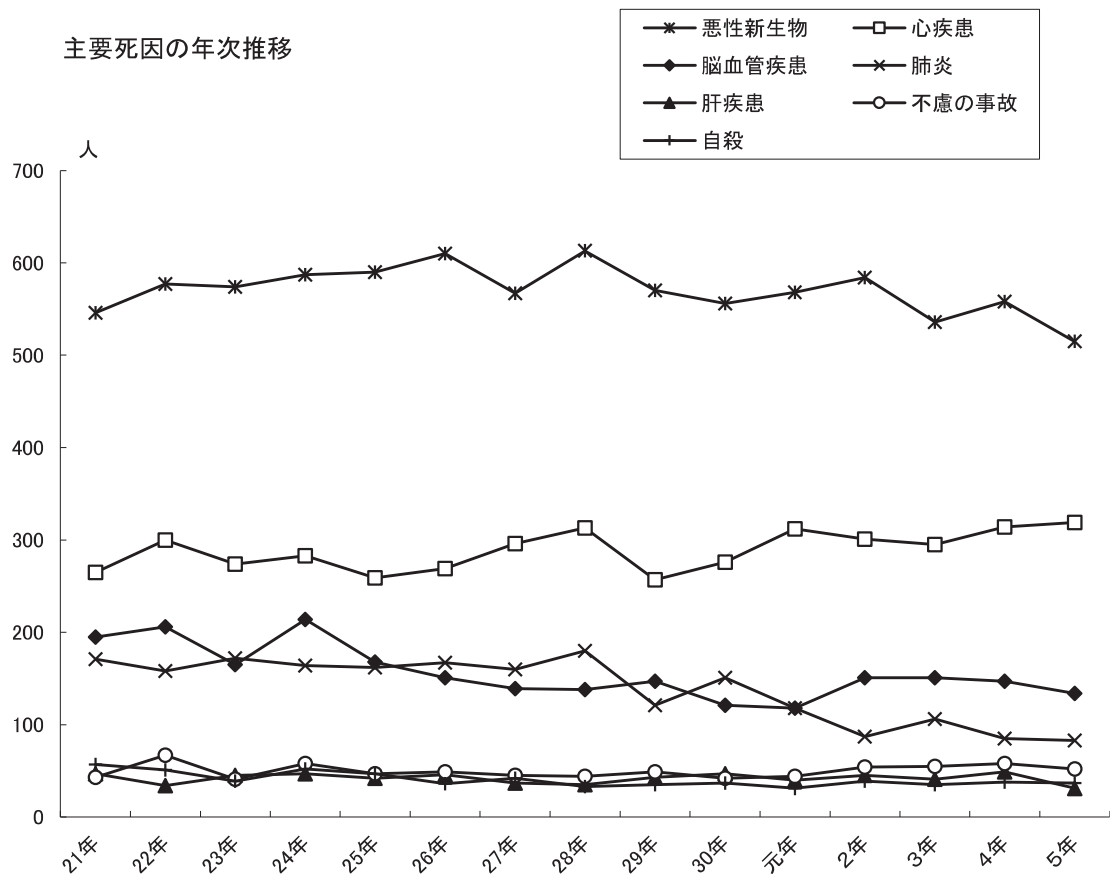


令和5年 悪性新生物の部位割合 — 男 —



令和5年 悪性新生物の部位割合 — 女 —





令和5年 年代別主要死因順位

	第1位	第2位	第3位
0～19歳	その他の全死因	-	-
20～29歳	自殺	その他の全死因	悪性新生物・ 心疾患・ 脳血管疾患・ 不慮の事故
30～39歳	自殺	悪性新生物・ 不慮の事故	肝疾患
40～49歳	心疾患	自殺	悪性新生物・ 肝疾患
50～59歳	悪性新生物	心疾患	肝疾患
60～69歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
70～79歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
80歳以上	悪性新生物	心疾患	老衰

年齢階層別死産数

令和5年1月～12月（概数）

母の年齢階層	総数	自然	人工
総 数	37	13	24
15歳未満	-	-	-
15～19歳	-	-	-
20～24歳	4	-	4
25～29歳	12	2	10
30～34歳	9	6	3
35～39歳	8	4	4
40～44歳	3	-	3
45～49歳	1	1	-
50歳以上	-	-	-
不 明	-	-	-

死産原因分類（基本分類）

死 産 の 原 因		児 側 病 態														
		総 数	周 産 期 に 発 生 し た 病 態	妊 娠 期 間 及 び 胎 児 発 育 に 関 する 障 害	胎 児 及 び 新 生 児 の 呼 吸 器 病 態	新 生 児 及 び 周 産 期 に 特 異 的 な 感 染 症	そ の 他	先 天 奇 形 ・ 変 形 及 び 染 色 体 異 常	神 経 系 の 先 天 奇 形	循 環 器 系 の 先 天 奇 形	消 化 器 系 の 先 天 奇 形	そ の 他 の 先 天 奇 形 及 び 変 形	染 色 体 異 常 他 に 分 類 さ れ な い も の	そ の 他	そ の 他	
母 側	総 数	37	36	-	-	1	-	35	-	-	-	-	-	-	1	
	小 計	13	12	-	-	1	-	11	-	-	-	-	-	-	1	
	現在の妊娠とは無関係の 場合もありうる母体の病態	5	5	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	
	母体の妊娠合併症	2	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	
	胎盤、臍帯及び卵膜の合併症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の分娩合併症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	胎盤又は母乳を介して 受けた有害な影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	病態の記載がないもの	5	4	-	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	1	
	その他	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
	小 計	24	24	-	-	-	-	24	-	-	-	-	-	-	-	
	現在の妊娠とは無関係の 場合もありうる母体の病態	12	12	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	
	母体の妊娠合併症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	胎盤、臍帯及び卵膜の合併症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の分娩合併症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	胎盤又は母乳を介して 受けた有害な影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
病 態	母体保護法による人工死産	12	12	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	
	母体の病態によらないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	病態の記載がないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不 詳 の 死 産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	